

2019. 3月号 第399号

月刊 暮らしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

困ったら
ご相談を！

<相談受付>

☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分（土・日・祝日、年末年始除く）

枚方市立消費生活センターは、京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分の場所にあります。



その人、本当に「すごい人」？
「若者を狙うマルチ商法」にご注意を！

『マルチ商法』とは？

商品やサービスを契約して販売組織に加入し、次は自分が友人等を勧誘すると、紹介料等の利益を得ることができる仕組みです。最近では「ネットワークビジネス」等とも呼ばれます。従来のような健康食品等だけでなく、投資ソフト等の情報商材(お金の儲け方など様々なノウハウを提供すると称するもの)の取り扱いが増えています。

また、利益を得るために友人等を勧誘すると、金銭トラブルになり、人間関係が破壊されるおそれもあります。

消費者庁が注意喚起した情報商材業者

消費者庁では、消費者被害の発生又は拡大を防止するため、ホームページ上でさまざまな注意喚起を行っています。以下の表は、その中から情報商材に係る事業者情報をまとめたものとなります。皆さん、甘い誘い文句にはご注意ください。なお、右のQRコードにて、最新の注意喚起情報を見ることができますので、スマホ等のお気に入り追加しておいてください(<https://www.caa.go.jp/notice/caution/property/> ※消費者庁ホームページにつながります)。



事業者名	ビジネス名称	誘い文句
株式会社イメージ	コピビジネス	『月収 50 万円なんてコピするだけで簡単に稼げます』
株式会社きれい	真似っこビジネス	『真似をするだけで稼げる』
株式会社リード	ビットコインジャパンプロジェクト	『毎月最低 30 万円分のビットコインを受け取り続けることができる』
株式会社ジパング	金と銀のプロジェクト	『参加するだけで毎日 1 万円収入の最低保証』
株式会社ferix	かんたん選択ビジネス	『画像選択がベースの簡単な作業でお金が稼げる』
株式会社Quest	タップイズマネー事務局	『スマホをタップするだけでお金が稼げる』

*「暮らしの赤信号」は、暮らしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

消費者トラブルに巻き込まれない「おとな」になろう！

新生活のアパート探しで…

大学の近くに引っ越しするため、来月に入居できる敷金のない物件を探していた。賃貸契約は初めてで、よくわからないまま重要事項の説明を受け、家賃1ヶ月分を手数料として支払った。

次の日、実家の事情でキャンセルすることになったが、無条件での解約はできないと言われた。

(20代、女性、学生)



安易に借金をすると…

就職セミナーに参加するためにお金が必要となったが、アルバイトを増やすことも出来ず、学生ローンで10万円を借りた。

最初は借金に罪悪感があったが、だんだんと慣れてしまい、買い物など気軽に借入れをしてしまうようになった。

気が付けば、借入れ残高は50万円まで増えていた。

(20代、男性、学生)



～トラブルに巻き込まれないためのポイント～

○契約トラブルを防ぐためにも**契約することに責任を持ち、軽い気持ちで契約しない**ようにしましょう。

○親からの仕送りやアルバイトの収入で生計を立てている学生にとって数十万円を超えるような返済は簡単にできるものではありません。消費者金融等での借金をしてしまうと、借入れ残高がどんどん増えていく危険性があります。**安易に借金しない**ようにしましょう。

○契約等で困った場合には、「消費ホットライン＝局番なしの『188（いやや！！）』」へ相談してください。

※「188」へ電話すると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号を入力するなどを行えば、お住いの地域の消費生活センターに繋がります。「いやや、泣き寝入り！」と覚えてください。



皆さん、ご存知ですか？

○「くらしの赤信号」について

消費生活センターでは、四季折々に話題となっている内容をまとめた「くらしの赤信号」を毎月発行しており、消費生活センターをはじめ市内の各支所、各生涯学習市民センターおよび各図書館に設置しています。また、ホームページにも最新号およびバックナンバーを掲載しており、右のQRコードか、以下のURLからご覧いただけますので、ぜひ参考にしてみてください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000008536.html>（※枚方市ホームページ「消費生活センター」につながります。）



○「子どもサポート情報」について

独立行政法人の国民生活センターでは、幼児から大学生のトラブルまで、子どもを対象に注意が必要な情報をコンパクトにまとめた「子どもサポート情報」(月1回程度)を発行しています。ホームページでは、イラスト入りのリーフレットを掲載しており、**無料のメールマガジンも配信**していますので、ぜひご覧ください。

なお、高齢者・障がい者を対象とした「見守り新鮮情報」(月2回程度)も発行しており、右のQRコードか以下のURLからご覧いただくことができます。皆さんの大切な家族を守るためにも、こうした情報をぜひ、ご家族で共有するようにしてください。

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>（※国民生活センターホームページ「見守り情報」につながります。）

